

業務指示書

バングラデシュ国経済特区開発調査及びBEZA能力向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年12月10日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年12月15日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3. 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：経済特区・工業団地開発に係る業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/経済特区開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：経済特区・工業団地開発に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 産業振興/投資促進】

- 1) 類似業務の経験：産業振興/投資促進に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 土地利用計画/造成計画】

- 1) 類似業務の経験：土地利用計画/造成計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年12月26日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
地形測量、空中写真によるデジタル・マッピング
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(BDT1 = 1.553 円, US\$1 = 117.58 円, EUR1 = 146.87 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 1月8日(木) ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
- 条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/経済特区開発
産業振興/投資促進
土地利用計画/造成計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

20.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年1月23日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
 バングラデシュ国バングラデシュ経済特区開発調査及びBEZA能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/経済特区開発	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 産業振興/投資促進	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 土地利用計画/造成計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 プロジェクトの目的、内容に関する事項

1 プロジェクトの背景

バングラデシュ政府は最上位の開発計画である「Outline Perspective Plan of Bangladesh 2010-2021」(以下「Vision 2021」)において、2021年までに中所得国入りすることを目指している。

Vision 2021の中で民間セクター開発の指針となっている国家産業振興計画については、中長期的な視点から工業プログラムを推進し、輸出の振興と多角化を実現することを目標としており、中核戦略産業として農産加工業と労働集約型産業を挙げている。

国家産業振興計画の目標実現にあたっては、外国直接投資(Foreign Direct Investment:以下「FDI」)の誘致が重要な位置づけを占めており、バングラデシュ政府は投資を導くためのインフラ整備に関して、電力や港湾、道路、鉄道等に加えて、民間企業が進出する経済特区(Economic Zone:以下「EZ」)の開発を重視している。

バングラデシュ政府は、1990年代から政府資金を活用して全国8カ所に輸出加工区(Export Processing Zones:以下「EPZ」)を整備することでFDIを積極的に受け入れてきた経緯がある。他方、EPZに進出した輸出志向企業は、同国のGDP、輸出、雇用の増大に大きく貢献している一方、国外市場をターゲットとした輸出加工型産業であるため、EPZ外の国内産業との連関が少なく、国内企業への技術の移転・波及を通じた産業発展や、更なる雇用の拡大等が期待できないなどの制約がある。

そのため、バングラデシュ政府はEZの開発にあたり、

- ・民間企業の技術力、資金力を活用した開発を進めること、
- ・FDIと国内産業の連関を強化し産業の多様化を図ること、
- ・低開発地域の経済発展を促進すること、
- ・そのために産業クラスターの形成や地域経済開発を目指すこと、

などを目的に掲げている。

2010年8月には経済特区法(Bangladesh Economic Zone Act:以下「EZ法」)を施行するとともに、2011年11月にはEZの設置や運営に関わる機関としてバングラデシュ経済特区庁(Bangladesh Economic Zones Authority:以下「BEZA」)を設置した。

BEZAはEZの開発・管理に関する監督官庁として位置付けられ、個別のEZについては官民連携(Public Private Partnership:以下「PPP」)方式による開発も含め、民間主導により開発を行うことが志向されているが、EZ開発に向けた取り組みは緒に就いたばかりであり、現時点で具体的に開発計画が作成され着工しているEZは存在しない。2012年には5カ所の候補地を選定し、世界銀行グループの協力を得ながら開発調査を実施中であるが、バングラデシュ政府はこれに加えて日本企業等の民間企業の視点を特に重視したビジネス利便性の高いEZ開発を推進する意向を有しており、今後、候補地の選定や開発計画の策定が必要となっている。

しかしながら、監督官庁であるBEZAにはEZの開発・管理に必要な実務知識・経験が十分蓄積されておらず、人材についても適正に配置されていないことから、世界銀行グループの支援により派遣されているコンサルタントに依存する状況が続いている。

このような状況の下、BEZAは日本政府に対し経済特区マスタープランの策定及びBEZA職員的能力強化に関する支援を要請した。本要請を受け、JICAは「経済特区情報収集・確認調査」を実施し、同調査で収集した各種関連情報、経済特区開発候補地の評価調査結果を踏まえ、詳細

計画策定調査団による関係機関との協議を経て「Bangladesh Economic Zones Authority (BEZA) 能力向上プロジェクト」(以下「本プロジェクト」)の協力計画を策定した。

2 プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

Bangladesh Economic Zones Authority (BEZA) において経済特区の開発計画及び開発ガイドラインを策定することにより経済特区開発を促進し、もってBangladesh Economic Zones Authority (BEZA) の経済発展に寄与する。

(2) 期待される成果

- 1) EZ 開発に関する法整備及びビジネス環境の現状が確認される。
- 2) EZ 開発コンセプトの検討及び開発ガイドラインの作成がなされる。
- 3) 短期的開発に適した EZ 候補地 (ポラシュ及びその他最大 2 カ所) が選定され、EZ 開発基本計画が策定される。
- 4) 中期的開発を志向するマタバリ周辺地区における EZ 開発マスタープランが策定される。
- 5) BEZA 職員の能力強化が実施され、BEZA 能力開発アクションプランの策定がなされる。

(3) 対象地域

Bangladesh Economic Zones Authority (BEZA) 全土 (ダッカ、チッタゴン近郊を中心とする)

(4) 関係官庁・機関

実施機関: Bangladesh Economic Zones Authority (BEZA)

協力機関: 首相府 (Prime Minister Office :以下「PMO」)、Bangladesh Economic Zones Authority (BEZA) 投資庁 (Board of Investment :以下「BOI」、PMO 傘下)、財務省経済関係局 (Economic Relation Division)、産業省 (Ministry of Industry)

(5) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- 1) 経済特区情報収集・確認調査 (2013 年 3 月～2013 年 6 月)
- 2) 外国直接投資促進事業協力準備調査 (2014 年 5 月～2015 年 3 月)
- 3) マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業 (2014 年 6 月円借款契約調印)
- 4) 投資環境整備アドバイザー (2012 年 10 月～2014 年 9 月)
- 5) 産業政策アドバイザー (2013 年 7 月～2015 年 6 月)

3 業務の目的

本業務は Bangladesh Economic Zones Authority (BEZA) において EZ 開発計画及び開発ガイドラインを策定することにより経済特区開発を促進し、もって Bangladesh Economic Zones Authority (BEZA) の経済発展に寄与することを目的とする。

4 業務の範囲

本業務は、2014 年 11 月 13 日に当機構と BEZA との間で署名された合意文書 (R/D) に基づき実施されるものであり、「3 業務の目的」を達成するため、「5 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6 業務の内容」に示す事項の活動を行うとともに、「7 成果品等」に示す報

告書を作成するものである。

5 実施方針及び留意事項

(1) 実務で活用可能なEZ開発ガイドラインの策定

EZ開発に関する法令としてバングラデシュ政府は、2010年8月にEZ法を施行しており、同法に基づきEZの開発、運営等に関する実務上のルールを定めるEZ法細則を準備中である。本プロジェクトで策定するEZ開発ガイドラインは、EZ法やEZ法細則をはじめとする同国内の関連法令に基づき、バングラデシュ政府関係者、開発事業者がEZの開発から運営に至る一連の手続きを進める際の参照文書として作成するものであり、実務に活用できる分かり易い構成、内容となるよう留意する。

(2) バングラデシュ政府内手続きへの配慮

EZ開発を進めるにあたって必要となるバングラデシュ政府内の手続きに留意しつつ本業務を進めるとともに、本業務を通じて作成するEZ開発ガイドライン等が、これらの手続きを踏まえたものとなるよう留意すること。例えば、EZ開発にあたっての手続きとしては、まずある特定地をEZ開発候補地として調査するのに先立ち「プレスクリーニング」と呼ばれる手続きが必要とされており、その後、首相及び各省大臣等で構成される理事会においてEZとして正式に認定されることにより開発事業者の選定、施工等を開始することが可能となる。コンサルタントはバングラデシュ政府のこれらの手続きに要する期間等を見込んだ業務計画を立案すること。

(3) プロジェクト実施体制

本プロジェクトの実施機関及び協力機関は2(4)に記載のとおりであり、これらのプロジェクト関係組織間の調整を目的として合同調整委員会(Joint Coordination Committee:以下「JCC」)を設置する。

JCCの議長はBEZAのExecutive Chairmanが、副議長はProject DirectorであるBEZAのExecutive Memberが担う。

(4) 本プロジェクトで立案するEZの開発計画について

本プロジェクトでは短期的開発の視点に立った候補地(ポラシュ及びその他最大2カ所)と中期的開発の視点に立った候補地(マタバリ周辺地区)の開発計画立案を行う(配布資料中の地図参照)。「短期的開発」、「中期的開発」の定義、各開発計画の作業内容、想定される候補地及びその概要等については以下のとおり。

	短期的開発	中期的開発
定義	首都からの距離、土地の規模等の観点から、投資を呼び込む条件が一定程度整っており、本プロジェクト終了後、1~2年程度の期間内に開発事業者の決定、EZ内部及び周辺のインフラ整備が進む可能性の高い候補地の開発	開発難度が高く大規模なインフラ整備が必要であり、今後、10年~20年程度の中期計画でインフラ整備を進めていく必要がある候補地の開発
作業内	「基本計画」の策定:	「マスタープラン」の策定:

容	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ整備計画等の検討 ・EZ 開発にかかる概略費用の積算 ・Pre-F/S に相当する精度の施設計画の立案、財務・経済分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ整備計画等の検討 (候補地におけるEZ 開発のイメージをバングラデシュ政府、同地区の開発に関心を有する開発事業者等と共有することを主眼とし、概略費用の積算等を行わない。)
候補地の概要	<p>ポラシュ：バングラデシュ政府によるプレスクリーニングが完了。現地財閥である A. K. Khan & Company Ltd. 社が土地を所有し、開発に向けた調査を実施中。</p> <p>その他最大 2 カ所：原則バングラデシュ側と合意している EZ 開発候補地ショートリスト (R/D 参照) に掲載されている候補地から絞り込むことを想定。</p>	<p>マタバリ周辺地区：円借款「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」の事業サイトに隣接するマタバリ周辺地区 (マタバリ島及び対岸のマヘシカリ島一帯の地区、約 920 ヘクタール相当) の一部の地区を対象とする想定。</p>

(5) 日本企業との連携

日本、バングラデシュ二国間の外交関係の強化も背景に、今後、バングラデシュに進出する日本企業の増加を通じた両国間の更なる経済関係の強化が期待されている。そのため、本プロジェクトにおいては、EZ 開発や EZ への入居に関心を有する日本企業及びジェトロ等からのニーズの聞き取りや、これらの企業との意見交換を積極的に行うよう留意し、その結果を EZ 開発ガイドラインや EZ 開発計画に反映させること。

(6) 業務実施プロセス全般を通じた BEZA の能力強化

BEZA は経済特区の開発・管理に関する監督官庁として、2011 年 11 月に首相府傘下に設立された新しい組織であり、その組織能力は開発の途上にある。そのため、本プロジェクトの実施プロセス全般が BEZA の能力強化に資するものとなるよう留意しつつ業務を行うこと。一例として、各分野のコンサルタントが担当業務を実施する際、BEZA 内で当該業務を担当する職員に調査への同行、協働による作業を求める等の対応が必要となる。

(7) 関連 JICA 事業に関する情報の活用

本プロジェクトに関連する JICA 事業に関する情報 (P19 の第 3 「3 配布資料」参照) を有効に活用し、本プロジェクトの効果的な実施につなげる。特に 2014 年 5 月～2015 年 3 月の予定で実施中の「外国直接投資促進事業協力準備調査」においては、バングラデシュに進出する可能性のある企業を対象とした進出意欲・資金需要調査や、円借款供与対象となる EZ 開発候補地の検討及び候補地毎のプロファイル作成 (立地条件、周辺インフラ整備状況等の情報整理) を行う予定となっている。本業務の実施にあたっては、候補地の検討状況等、同調査の進捗、成果等について JICA から情報提供を行うところ、当該情報も参考にしつつ、短期 EZ 開発候補地の選定や基本計画の立案を行うこと。

(8) 世界銀行グループの先行プロジェクトとの連携

世界銀行グループが BEZA 及びその他投資関連機関 (EPZ の開発、販売から運営までを一元

管理している輸出加工区庁 (Bangladesh Export Processing Zones Authority :以下「BEPZA」)、BOI 等) をカウンターパート機関として先行実施している民間セクター開発支援プロジェクト (Private Sector Development Support Project:以下「PSDSP」、2011年～2016年実施予定、事業予算0.4億ドル程度) では、1) EZ 開発を通じた技術支援と組織の能力強化、2) EZ 内部及び周辺のインフラ開発支援、3) EZ 内企業とEZ 周辺地域の関連サプライヤー間のリンケージ構築支援の3つのコンポーネントを実施しており、これらの活動の進捗に十分に留意しながら業務を進める。特に組織の能力強化については、世界銀行グループが実施中、実施済みの支援内容との重複を避ける一方で、相乗効果が得られるよう、効率的・効果的な協力のあり方を検討すること。

(9) 環境社会配慮

本プロジェクトは「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月) 上、カテゴリーBに分類されており、同ガイドラインに沿って戦略的環境アセスメント (Strategic Environmental Assessment : 以下「SEA」) の考えに基づいた環境社会配慮調査を実施する。具体的には、本業務を通じてEZ 開発計画を策定するにあたり、スコーピング (極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること) を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

そのため、プロポーザルにて本プロジェクトへのSEAの適用にかかる方針と環境社会配慮の内容・方法・スケジュールについて理由・考え方ともに提示すること。また、JICAが設置している環境社会配慮助言委員会に、本プロジェクトにおける環境社会配慮調査の方法、内容等についてJICA産業開発・公共政策部が説明する可能性があるため、その場合、コンサルタントは資料作成や質疑対応等の支援を行うこととする。

6 業務の内容

JICAが想定する業務の流れは次のとおり。コンサルタントはより効果的、効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

【第1年次 (2015年1月～2015年2月)】

(1) 事前準備 (国内作業) 及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料、JICAが提供する関連事業の調査結果、EZ法、官民連携法 (以下「PPP法」) を含む既存の関連資料、データを整理、分析するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、経済特区に関連する法令文書、開発ガイドライン等について、本プロジェクトの参考となる他国の事例に関する情報を収集し、分析を行うとともに、現地で収集する必要がある資料、情報、データをリストアップする。

2) 本邦開発事業者ヒアリング

1) の調査結果を踏まえ、バングラデシュにおけるEZ開発に関心を示している国内の開発事業者に対して、バングラデシュへの進出可能性及びEZ開発に着手する上で必要な要件等についてヒアリングを実施する。

3) インセプションレポートの作成

上記の結果を取りまとめてインセプションレポートを作成し、JICA 産業開発・公共政策部及び JICA バングラデシュ事務所の承認を得る。

4) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを BEZA に説明し、内容について協議する。内容に修正の必要が生じた場合には JICA 産業開発・公共政策部及び JICA バングラデシュ事務所に確認した上で修正し、修正版について合意を形成する。特に環境社会配慮については、JICA の「環境社会配慮ガイドライン」に基づく SEA の手法等、本プロジェクトにおける環境社会配慮にかかる諸手続きについて十分に説明を行うこと。

また、バングラデシュ環境・森林省環境局に対して、本案件の環境社会配慮上の対処方針を説明し、同国内における環境社会配慮上の対応要否を確認するとともに、必要な手続き・調査の確認を行う。

(2) EZ 開発に関する法整備状況の確認・整理

EZ 開発に関する各種法令・政策（EZ 法細則、PPP 法、産業政策等）の整備の進捗状況について確認する。特に、現在バングラデシュ政府内でドラフトの作成が進められている EZ 法細則については、盛り込まれると想定される EZ 開発の業務フロー、ワンストップサービスの内容、入居企業の優遇措置のそれぞれについて、以下 1)～3) に示す視点も持って内容の整理を行う。なお、EZ 法細則のドラフトに関する情報については、プロジェクト開始時に、JICA 側からコンサルタントに対して提供することとする。

1) EZ 開発の業務フロー

EZ の開発から操業に至る一連の業務フロー（想定されるフローの例については以下のとおり）について、バングラデシュ政府の行政機関、開発事業者、入居企業等の各関係者が担う役割に留意して整理を行う。

EZ 開発の業務フロー（一例）

- (ア) 対象地における EZ 開発に関する申請、審査、承認
- (イ) 開発事業者の選定
- (ウ) 開発事業者が提出する開発計画の審査、承認
- (エ) 周辺インフラの整備
- (オ) 開発事業者による EZ 開発（内部インフラの整備、施設建設等）
- (カ) 入居企業による各種許認可申請、審査、承認

2) ワンストップサービスの内容

上記 1) (カ) に関連し、各企業が EZ に入居し事業を実施するにあたっての各種許認可手続きについては、一部、企業が個別に所管官庁に申請することなく単一の窓口で申請することが可能な「ワンストップサービス」により提供されることが想定される

ところ、ワンストップサービスが提供される範囲、具体的な内容・手続き、サービスの提供体制等を整理する。

3) 入居企業への優遇措置

EZ 法においては、入居企業に対して輸出加工区法と同等の財政面等における優遇措置をバングラデシュ政府が提供することが規定されているため、優遇措置の具体的な内容や BEZA 及び関連省庁がかかる優遇措置を運用する上で行う行政手続きを整理する。

(3) 世界銀行グループによる調査の進捗の確認

世界銀行グループの PSDSP において F/S 策定支援を行った EZ 候補地の中には、既に調査を終え、バングラデシュ政府により EZ としての認定がなされ、開発事業者の選定手続きに進んでいる候補地もあるところ、同行に対してヒアリングを行い、当該 EZ の開発における開発事業者の選定プロセス、今後の開発スケジュール、開発事業者と行政機関の役割分担等について確認を行うとともに、バングラデシュにおける EZ の開発、管理・運営における課題・教訓を確認、整理する。

(4) バングラデシュの EZ 開発ニーズの確認【第 1 年次】

1) 経済・産業の現状把握

バングラデシュにおける経済・産業の現状、特に FDI の動向を把握する。検討にあたっては、中国及び ASEAN の産業集積・移転動向、バングラデシュ近隣諸国（インド、ミャンマー等）の産業・物流・企業動向等について調査し、周辺国のサプライチェーンなども考慮すること。

2) EZ 開発ニーズの分析・整理

上記の調査結果も踏まえ、バングラデシュの産業振興や FDI 促進を図る上での EZ の位置づけを確認し、EZ の開発ニーズを分析・整理する。

(5) EZ 開発コンセプト（素案）の検討

実施済みの「経済特区情報収集・確認調査」において、BEZA はバングラデシュにおける EZ 開発の方針について、1) 民間開発事業者が開発・所有、管理・運営する EZ 開発、2) EZ 内産業と国内産業のリンケージ強化を通じた国内産業振興、3) EZ 開発を通じた地域間格差の是正、4) EZ 開発を核とした産業クラスターの形成を志向していることが確認されている。これらの方針、及び (2) ~ (4) の調査結果も踏まえ、バングラデシュにおける EZ 開発に関するコンセプト（素案）を取りまとめる。

(6) EZ 開発ガイドラインの作成【第 1 年次】

1) EZ 開発ガイドラインの位置づけの確認

EZ 開発ガイドラインの策定にあたり、本ガイドラインの位置づけ（ガイドライン作成の目的、想定する読者、最終的な承認主体等）を BEZA との協議を通じ確認する。

2) EZ 開発ガイドライン（案）の取りまとめ

(2) ~ (5) の作業結果に基づき、EZ 開発コンセプトや EZ 開発の業務フロー、ワ

ンストップサービス、入居企業への優遇措置等に関する情報を実務的に取りまとめたEZ開発ガイドライン（案）を取りまとめる。

(7) 短期的EZ開発（ポラシュ）の基本計画策定【第1年次】

1) 候補地の現状確認

同EZ開発候補地については前述のとおり、A. K. Khan & Company Ltd. 社が独自に開発に向けた調査を実施しているところ、同社から調査結果について情報収集を行う。その上で、補完的な調査が必要な項目について現地踏査を行い、候補地の現状を確認する。

(8) 短期的EZ開発（ポラシュ以外の最大2カ所）の基本計画策定【第1年次】

1) 短期的EZ開発候補地の選定

以下の手順により、ポラシュ以外の最大2カ所の短期的EZ開発の候補地を選定する。コンサルタントはプロポーザルにおいて候補地選定の具体的な方法を提案すること。

(ア) EZ開発候補地ショートリストに記載されている11カ所のEZ開発候補地について、「外国直接投資促進事業協力準備調査」の結果を有効に活用し、必要に応じて現地踏査を行う。なお、調査開始後1か月以内であれば、以下に示す条件を満たすことを前提として候補地を追加できる旨R/D上で合意しているため、先方政府から追加の要望がある場合はJICAと協議すること。協議の結果、当該候補地をショートリストに追加することが適当と判断される場合は、当該候補地についても同様に現地踏査を行い、以下の選定プロセスにおいても当該候補地を短期的EZ開発の候補地として扱うこと。

EZ開発候補地の条件

（なお、ショートリストに掲載済みの11カ所の候補地についてはこれらの条件を満たすことを確認済み。）

- ・ダッカもしくはチッタゴンの居住区から車で概ね2時間以内の距離にあること
- ・適切な規模（60ha～100ha程度）の土地があること
- ・地方政府、現地住民の反対がないこと
- ・希少種の存在などによる開発制限地、紛争地でないこと

(イ) 現地踏査の結果、「外国直接投資促進事業協力準備調査」における検討状況等を総合的に踏まえ、プロジェクト開始から3か月以内にEZ開発候補地最大2カ所を選定し、JICA産業開発・公共政策部及びJICA Bangladesh事務所の承認を得る。

(9) 中期的EZ開発（マタバリ周辺地区）のマスタープラン策定【第1年次】

1) EZ開発候補地区の特定

中期的EZ開発候補地であるマタバリ周辺地区について、現地踏査を通じて現状を把握

し、開発の対象とする地区の範囲の特定を行う。また、マタバリ周辺地区におけるEZ開発については、プレスクリーニングが未了であるため、BEZAによる円滑なプレスクリーニングを支援するために、特定された地区内の土地所有状況確認、側面支援を行う。なお、特定された地区については、JCCの承認を得ることとする。

なお、プロジェクトの円滑な実施の観点から、1)で特定されたマタバリ周辺地区のプレスクリーニングが2015年6月(プロジェクト開始から5ヶ月後)までに完了しない場合、本プロジェクトにおいて同地区のマスタープランの策定は行わないことについて、バングラデシュ側と合意している。よって、この場合、【第2年次】の(6)に示す業務は実施せず、変更契約で適宜M/Mを調整することになるので留意すること。

(10) BEZA 職員の能力強化【第1年次】

1) BEZA 能力強化研修プログラムの作成

(ア) BEZA がEZの開発・管理に関する監督機関としての役割を適切に担う上で、職員が持つべき能力を他国の事例等も参考にしつつ分析する。また、BEZAの現状の業務実施体制や職員の学歴、職歴、能力、経験、体制、権限等を確認し、BEZAの体制の課題を抽出・分析する。更に、研修に活用可能なBEZA以外の投資関連機関が有している知見や、バングラデシュ国内における研修講師のリソースを把握する。

(イ) (ア)に基づき、BEZAの職員の能力強化のために本プロジェクトにおいて実施する研修のプログラムを作成する。プロジェクト期間中に1日程度の研修を計5回、15名程度を対象に実施することとし、プロジェクト終了後も継続的に活用可能な研修内容となるよう留意する。また、プログラム前半においてはコンサルタントが主導で実施するものの、後半にかけては徐々にBEZA職員又は現地の研修講師がプログラムを主導できるよう、研修内容の検討にあたり留意すること。現時点で想定している研修内容は以下のとおりであるが、コンサルタントはこれも踏まえ、研修の具体的な内容を検討し、プロポーザルにて提案すること。

研修内容

- ・バングラデシュと他国(アジア諸国等)の経済特区開発モデルの比較分析
- ・他国(アジア諸国等)における民間主導による経済特区開発の事例紹介

【第2年次(2015年4月～2016年3月)】

(1) バングラデシュのEZ開発ニーズの確認【第2年次】

1) 投資需要調査

今後、バングラデシュに外国企業が進出する可能性のある産業を分析し、当該産業分野に属する本邦企業や、それらの本邦企業のパートナーとなりうる現地企業に対して、投資需要調査を実施する。調査にあたっては「経済特区情報収集・確認調査」(実施済み)、

「外国直接投資促進事業協力準備調査」（実施中）の一環で実施された投資需要調査の結果を有効活用し、追加的に必要な調査内容を特定した上で調査を実施すること。なお、本調査は再委託契約による実施を認める。

2) EZ 開発ニーズの分析・整理（継続）

1) の調査結果も踏まえ、【第1年次】に分析・整理したEZ開発ニーズの分析・整理を継続し、結果を取りまとめる。

(2) EZ 開発コンセプト（案）の策定

上記（1）1) の調査結果も踏まえ、【第1年次】に着手した検討作業を継続し、EZ開発コンセプト（案）を策定する。

(3) EZ 開発ガイドラインの作成【第2年次】

1) EZ 開発ガイドライン（案）の取りまとめ（継続）

（1）～（2）の作業結果も踏まえ、【第1年次】の作業を継続し、EZ開発ガイドライン（案）を取りまとめる。

2) EZ 開発ガイドライン（案）に関する民間企業からのヒアリング

1) で作成したEZ開発ガイドライン（案）について日本企業からヒアリングを行い、ユーザーである企業の視点から、改善点を把握する。なお、ヒアリング方法についてはプロポーザルで提案することとする。

3) EZ 開発ガイドライン最終案の作成

バングラデシュ側関係者との協議を通じ、EZ開発ガイドラインの最終案を作成する。

なお、バングラデシュ政府によるEZ法細則の策定作業がプロジェクト期間中に完了しない場合には、EZ開発ガイドラインの内容も確定できないことから、同細則の策定をめぐる議論の内容や進捗を踏まえて、EZ開発ガイドラインにどのような調整を加えていく必要があるかについて論点を整理し、バングラデシュ側関係者と認識を共有することで、EZ法細則の承認後のEZ開発ガイドラインの最終化が速やかになされるよう支援を行う。

(4) 短期的EZ開発（ポラシュ）の基本計画策定【第2年次】

1) 環境社会配慮調査の実施

本EZ開発候補地を対象とした環境社会配慮調査を実施する。主な調査項目は、以下のとおり。なお、本調査については再委託契約による実施を認める。

(ア) 基本計画の目的・目標の検討

(イ) 諸制約のなかで基本計画の目的を達成するための代替案の検討（ゼロオプションを含む）

(ウ) スコーピング（基本計画策定の候補地決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）の実施

(エ) 基本計画に関連する、ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、

先住民族の生活区域、及び経済社会状況等)の確認

(オ) バングラデシュ側の環境社会配慮関連法・制度・組織の確認

ア) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等

イ) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)との乖離

ウ) 基本計画の実施を担う関係機関の概要

(カ) 基本計画の実施による影響の予測

(キ) 基本計画の実施による影響の評価及び代替案の比較検討

(ク) 基本計画の実施による影響に関する緩和策(回避・最小化・代償)の検討

(ケ) 基本計画の実施による影響のモニタリング方法の検討

(コ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容の検討支援等)

2) 誘致産業、機能、開発コンセプトの検討

立地条件(自然環境(洪水に対する脆弱性含む)、資源賦存、人口集積、インフラ整備状況等)、物流・貿易の状況等を踏まえて、本EZ開発候補地に誘致可能な産業、EZが持つべき機能等について分析、検討を行う。また、これを踏まえてEZ開発のコンセプトを取りまとめる。

3) 地形測量(縮尺:1/2000)

EZ開発候補地の外周測量、候補地内及び隣接地の地形測量を行う。測量結果は1/2000の縮尺で取りまとめる。本調査については、再委託契約による実施を認める。なお、地形測量にかかる経費は本見積りには計上せず、別見積りとする。

4) 土地利用計画及び内部インフラ整備計画並びに事業運営計画の策定

本EZ開発候補地の土地利用計画(含む開発フェーズ分け)、造成計画を策定する。また、既存周辺インフラとの関係にも留意しつつ、電力、道路、上下水、通信、廃棄物処理等の内部インフラの整備計画を策定する。加えて、開発されたEZにおける事業用地の分譲(リース)や入居企業への各種サービス、インフラの保守管理並びにこれらに対する料金徴収等を含む事業運営計画を策定する。これを踏まえ、EZ開発にかかる概略費用を算出する。

5) 周辺インフラの整備ニーズ・整備計画の確認

対象EZの開発にあたって既存のインフラに加えて整備が望まれる電力、道路・橋梁、上下水、通信、廃棄物処理等の周辺インフラを確認する。当該地区の開発に関心を示す開発事業者がある場合は、整備ニーズについてヒアリングを行う。また、対象EZの周辺においてバングラデシュ政府、JICA、他ドナー等が計画している関連インフラの開発事業について、その実施スケジュール、実施確度を含め確認し、EZ開発のために追加的に整備すべき周辺インフラの概要(概略費用を含む)を把握する。

6) 簡易な財務・経済分析の実施

対象EZの内部インフラにかかる概略費用を踏まえ、EZ開発事業に関するPre-F/Sレ

ベルの財務・経済分析を行う。

7) 事業実施方法の検討

対象EZの開発にあたってのPPP適用方針、資金調達方法等を含む事業実施方法を検討する。

8) 基本計画の策定

これまでの作業（環境社会配慮調査、誘致産業・機能・開発コンセプトの検討、地形測量、土地利用計画・内部インフラ整備計画並びに事業運営計画の策定、周辺インフラ整備ニーズ・整備計画の確認、財務・経済分析の実施、事業実施方法の検討等）の結果を取りまとめ、EZ開発基本計画を策定する。

(5) 短期的EZ開発（ポラシュ以外の最大2カ所）の基本計画策定【第2年次】

1) 短期的EZ開発候補地の選定（継続）

【第1年次】に引き続き、以下の手順により、ポラシュ以外の最大2カ所の短期的EZ開発の候補地を選定する。

(ア)【第1年次】(8)1)(ア)、(イ)を引き続き実施する。

(イ) BEZAの関係者とEZ開発候補地の選定結果を共有する。これを受けて、BEZAはEZ開発候補地について正式承認を得るためのJCCを1カ月以内に開催することになるので、コンサルタントはBEZAによる各種調整に対する支援、JCCにおけるEZ開発候補地選定結果の説明を行う。

なお、プロジェクトの円滑な実施の観点から、JCCにおけるEZ開発候補地の正式承認後2カ月以内にバングラデシュ政府内のプレスクリーニングを完了させること、プレスクリーニングが完了しない場合には、本プロジェクトにおいて当該候補地の基本計画の策定は行わないことについて、バングラデシュ側とR/Dにおいて合意している。よって、この場合、2)～9)に示す業務は実施せず、変更契約適宜M/Mを調整することになるので留意すること。

2) 環境社会配慮調査の実施

本EZ開発候補地を対象とした環境社会配慮調査を実施する。主な調査項目は、以下のとおり。なお、本調査については再委託契約による実施を認める。

(ア) 基本計画の目的・目標の検討

(イ) 諸制約のなかで基本計画の目的を達成するための代替案の検討（ゼロオプションを含む）

(ウ) スコーピング（基本計画策定の候補地決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）の実施

(エ) 基本計画に関連する、ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等）の確認

(オ) バングラデシュ側の環境社会配慮関連法・制度・組織の確認

- ア) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - イ) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離
 - ウ) 基本計画の実施を担う関係機関の概要
 - (カ) 基本計画の実施による影響の予測
 - (キ) 基本計画の実施による影響の評価及び代替案の比較検討
 - (ク) 基本計画の実施による影響に関する緩和策（回避・最小化・代償）の検討
 - (ケ) 基本計画の実施による影響のモニタリング方法の検討
 - (コ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容の検討支援等）
- 3) 誘致産業・機能・開発コンセプトの検討

立地条件（自然環境（洪水に対する脆弱性含む）、資源賦存、人口集積、インフラ整備状況等）、物流・貿易の状況等を踏まえて、本EZ候補地に誘致可能な産業、EZが持つべき機能等について分析検討を行う。また、これを踏まえてEZ開発のコンセプトを取りまとめる。
- 4) 地形測量（縮尺：1/2000）

EZ開発候補地の外周測量、候補地内及び隣接地の地形測量を行う。測量結果は1/2000の縮尺で取りまとめる。本調査については、再委託契約による実施を認める。なお、地形測量にかかる経費は本見積りには計上せず、別見積りとする。
- 5) 土地利用計画及び内部インフラ整備計画並びに事業運営計画の策定

本EZ開発候補地の土地利用計画（含む開発フェーズ分け）、造成計画を策定する。また、既存周辺インフラとの関係にも留意しつつ、電力、道路、上下水、通信、廃棄物処理等の内部インフラの整備計画を策定する。加えて、開発されたEZにおける事業用地の分譲（リース）や入居企業への各種サービス、インフラの保守管理並びにこれらに対する料金徴収等を含む事業運営計画を策定する。これを踏まえ、EZ開発にかかる概略費用を算出する。
- 6) 周辺インフラの整備ニーズ・整備計画の確認

対象EZの開発にあたって既存のインフラに加えて整備が望まれる電力、道路・橋梁、上下水、通信、廃棄物処理等の周辺インフラを確認する。当該地区の開発に関心を示す開発事業者がある場合は、整備ニーズについてヒアリングを行う。また、対象EZの周辺においてバングラデシュ政府、JICA、他ドナー等が計画している関連インフラの開発事業について、その実施スケジュール、実施確度を含め確認し、EZ開発のために追加的に整備すべき周辺インフラの概要を把握する。
- 7) 簡易な財務・経済分析の実施

対象EZの内部インフラにかかる概略費用を踏まえ、EZ開発事業に関するPre-F/Sレベルの財務・経済分析を行う。
- 8) 事業実施方法の検討

本プロジェクトに対するPPP適用方針及び資金調達方法を検討の上、事業実施方法を

検討する。

9) 基本計画の策定

これまでの作業（環境社会配慮調査、誘致産業・機能・開発コンセプトの検討、地形測量、土地利用計画及び内部インフラ整備計画並びに事業運営計画の策定、周辺インフラ整備ニーズ・整備計画の確認、財務・経済分析の実施、事業実施方法の検討等）の結果を取りまとめ、EZ 開発基本計画を策定する。

(6) 中期的 EZ 開発（マタバリ周辺地区）のマスタープラン策定【第2年次】

1) EZ 開発のポテンシャル及びEZ に対する誘致産業、機能の検討

マタバリ周辺地区の立地条件（自然環境（洪水に対する脆弱性含む）、資源賦存、人口集積、インフラ整備状況等）、物流・貿易の状況、発電・エネルギー施設・深海港を含むインフラ整備の見込み等を踏まえ、EZ 開発のポテンシャル及び誘致可能な産業、EZ が持つべき機能等について分析、検討を行う。

2) 環境社会配慮調査の実施

本EZ開発候補地を対象とした環境社会配慮調査を実施する。主な調査項目は、以下のとおり。なお、本調査については再委託契約による実施を認める。

(ア) マスタープランの目的・目標の検討

(イ) 諸制約のなかでマスタープランの目的を達成するための代替案の検討（ゼロオプションを含む）

(ウ) スコーピング（マスタープラン策定の候補地決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）の実施

(エ) マスタープランに関連する、ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等）の確認

(オ) バングラデシュ側の環境社会配慮関連法・制度・組織の確認

ア) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等

イ) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離

ウ) マスタープランの実施を担う関係機関の概要

(カ) マスタープランの実施による影響の予測

(キ) マスタープランの実施による影響の評価及び代替案の比較検討

(ク) マスタープランの実施による影響に関する緩和策（回避・最小化・代償）の検討

(ケ) マスタープランの実施による影響のモニタリング方法の検討

(コ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容の検討支援等）

3) 空中写真によるデジタル・マッピング

第1年次に特定したEZ 開発候補地区を対象にデジタル・マッピングを行い、縮尺1/5000程度の図面をおこす。一例としてデジタル・マッピング調査結果（衛星画像の図化作業結果）及び候補地の境界線などの主要地点の測量結果を照合してひとつの図面に仕上げる方法等が考えられるが、図面作成の具体的な方法はプロポーザルにて提

案することとする。また本調査については再委託契約による実施を認める。なお、デジタル・マッピングにかかる経費は本見積りには計上せず、別見積りとする。

4) 開発ビジョンの策定

EZ 開発のポテンシャル及び誘致可能な産業に関する第1年次の分析・検討結果を踏まえ、マタバリ周辺地区の中期的なEZ 開発ビジョンを検討する。マタバリ地区においては円借款を活用した「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」が実施されており、2022年に発電所、石炭輸入用の港湾等が完成する予定であるところ、将来的な同地区の開発計画も踏まえ、誘致産業や機能を含む開発ビジョンの検討を行うこと。

5) 土地利用計画及び内部インフラ整備計画の策定

本EZ 開発候補地の土地利用計画（含む開発フェーズ分け）、造成計画を策定する。また、既存周辺インフラとの関係にも留意しつつ、電力、道路、上下水、通信、廃棄物処理等の内部インフラの整備計画を策定する。

6) 周辺インフラの整備ニーズ・整備計画の確認

対象EZ の開発にあたって既存のインフラに加えて整備が望まれる電力、道路・橋梁、上下水、通信、廃棄物処理等の周辺インフラを確認する。当該地区の開発に関心を示す開発事業者がある場合は、整備ニーズについてヒアリングを行う。また、対象EZ の周辺においてバングラデシュ政府、JICA、他ドナー等が計画している関連インフラの開発事業について、その実施スケジュール、実施確度を含め確認し、EZ 開発のために追加的に整備すべき周辺インフラの概要を把握する。特にJICA 事業として実施予定の「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」については、その事業進捗を確認しつつ調査を進めること。

7) マスタープランの策定

これまでの作業（環境社会配慮調査、EZ 開発のポテンシャル及び誘致産業・機能・開発ビジョンの検討、地形測量、土地利用計画及び内部インフラ整備計画並びに事業運営計画の策定、周辺インフラ整備ニーズ・整備計画の確認等）の結果を取りまとめ、EZ 開発マスタープランを策定する。

(7) 企業向け広報の実施支援

1) 日本企業向け広報用資料の作成

策定された基本計画及びマスタープランに基づき、各EZ 開発候補地に関する日本企業向け広報用資料の作成を行う。広報用資料には、EZ 開発ガイドラインの概要及び基本計画、マスタープランの概要をまとめた日本企業向け和文冊子（フルカラー、全30ページ程度、150部を想定）、映像を用いた日本企業向けプレゼンテーション資料（カラー映像で10分程度、英語ナレーション版、日本語ナレーション版の2タイプを想定）を含むこととし、それぞれの制作については再委託契約による実施を認める。

2) 開発事業者に向けたプロモーション活動支援

短期的EZ 開発候補地について、BEZA が策定された基本計画を活用して開発事業者の

発掘や、関心を有する開発事業者への情報提供を行うにあたっての支援を行う。

3) 投資促進セミナー開催

民間企業向けに各 EZ 開発候補地に関する情報を提供し、入居への関心を高めることを目的とした投資促進セミナーを開催する。現地で 2 回（ポラシュの EZ 開発基本計画の策定が完了した段階で同計画を紹介することを目的として 1 回、全候補地の基本計画/マスタープランを紹介することを目的として 1 回）、本邦で 1 回（全候補地の基本計画/マスタープランを紹介することを目的として 1 回）開催する。セミナー開催においては、1) で作成する広報用資料を有効活用すること。なお、具体的なセミナー開催時期については EZ 開発計画の策定スケジュールを踏まえ、プロポーザルで提案すること。

(8) BEZA 職員の能力強化【第 2 年次】

1) BEZA 能力強化研修の実施

第 1 年次で作成した研修プログラムに沿って、BEZA 職員を対象とした研修を実施する。なお、その他投資関連機関からの参加も募り、関連機関同士の情報、知見の共有の場とすることも検討すること。

2) 他国（アジア諸国等）における視察プログラムの実施

(ア) 他国（アジア諸国等）における FDI 及び国内産業の連関による好事例、経済特区の開発・運営の事例等を学び、バングラデシュにおける EZ 開発に生かすことを目的とした視察プログラムを立案する。同プログラムに（6）3）に記載の本邦で開催する投資促進セミナーを組み込むことで、バングラデシュの EZ を日本企業に向けてプロモーションする OJT を兼ねるものとする。視察プログラムへの参加人数は BEZA 及びその他投資関連機関から計 2 名とする。なお、コンサルタントは本視察プログラムの概略についてプロポーザルにて提案すること。

(イ) 立案したプログラムに沿って視察プログラムを実施する。具体的な業務は以下のとおり。

ア) 各種準備手続き：航空券の手配、査証の手配、空港送迎、宿舎手配及び宿泊先への支払、保険加入手続き、参加者に対する日当・諸経費の支給、日程に基づく参加者の移動手配、視察日程の作成、面談先の手配、関連資料の作成等

イ) 視察プログラムの実施・監理：視察日程に基づく参加者の引率、面談における通訳、参加者への各種伝達及び関係者間の連絡・報告・調整、参加者の病気・怪我等緊急事態や各種トラブルへの対応等

3) BEZA 能力開発アクションプランの策定

EZ 開発ガイドライン、EZ 開発計画の策定を通じた協働作業や、BEZA 能力強化研修の実施を通じて得られた教訓をもとに、更なる BEZA 職員の能力向上を目的とした具体的アクションプラン（EZ への投資誘致に向けた具体的活動計画を含む）を BEZA との共同作業を通じ策定する。

(9) ドラフトファイナルレポートの作成、協議

1) ドラフトファイナルレポートの作成

これまでのプロジェクト活動の結果を取りまとめ、ドラフトファイナルレポートを作成し、JICA 産業開発・公共政策部及び JICA バングラデシュ事務所の承認を得る。ドラフトファイナルレポートには、EZ 開発ガイドライン、短期的 EZ 開発に関する基本計画（ポラシュ及びその他最大 2 カ所）、中期的 EZ 開発に関するマスタープラン（マタバリ周辺地区）、BEZA 能力強化アクションプラン、日本企業向け広報用資料を含むものとする。

2) ドラフトファイナルレポートの説明・協議

BEZA と調整の上、JCC を開催し、バングラデシュ側関係者に対しドラフトファイナルレポートを説明し、協議を行う。また、JCC 開催から 1 カ月以内を目安として、ドラフトファイナルレポートへの書面でのコメントを受け付けること。

(10) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに関するバングラデシュ側関係者との協議や、日本で開催される投資促進セミナーにおける参加企業からのコメント等を踏まえ、ドラフトファイナルレポートを修正し、ファイナルレポートとして JICA 産業開発・公共政策部に提出する。

7 成果品等

(1) 報告書等

コンサルタントは本業務の各段階において以下の報告書等を作成・提出する。なお、第1年次の成果品をイ、第2年次の成果品をカとする。第1年次の成果品提出期限は2015年2月28日とする。

1) 報告書

		報告書名	提出時期	部数など
第1年次	ア	インセプションレポート (兼業務計画書)	2015年2月上旬	和文5部 英文20部 CD-R:1枚
	イ	プログレスレポート(第一号) (EZ開発ガイドライン(素案)、 BEZA能力強化研修プログラム を含む)	2015年2月下旬	和文2部 英文20部
第2年次	ウ	インテリムレポート (EZ開発ガイドライン(案)、 EZ開発基本計画(案)(ポラシュ) を含む)	2015年5月下旬	和文5部 英文20部
	エ	プログレスレポート(第二号) (EZ開発ガイドライン(案)、 EZ開発基本計画(案)(ポラシュ 以外最大2カ所)を含む)	2015年9月下旬	和文5部 英文20部

オ	ドラフトファイナルレポート (EZ開発ガイドライン最終案、EZ開発基本計画(ポラシュ及びその他最大2カ所)、EZ開発マスタープラン(マタバリ周辺地域)、BEZA能力強化アクションプランを含む)	2015年12月下旬	和文5部 英文20部
カ	ファイナルレポート (同上)	2016年2月下旬	和文5部 英文20部

なお、各報告書(ア～オ)については、BEZAと調整の上、JCCにおいて説明・協議を行い、関係者の合意を得ることとする。

2) 技術協力成果品(日本企業向け広報資料)

- (ア) 和文冊子
- (イ) 映像を用いたプレゼンテーション資料

(2) 報告書の仕様

別紙を参照のこと。

(3) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- 2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- 3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

(4) 再委託業務の成果品

再委託にて実施した業務結果については、契約の終了毎に再委託業務報告書として提出する。

(5) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、JICAに提出する。

(6) 収集資料

契約終了毎に契約期間中に収集した資料、データ(地形測量、デジタルマッピング、設計図面等のオリジナルデータも含む)及びリスト一式を提出する。

第3 業務実施上の条件

1 業務工程

本業務は、2015年1月下旬に開始し、2016年2月下旬に終了することを目途とする。

2 業務量の目途及び業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

業務量は、下記を目途とし、効率的、かつ効果的な実施方法を提案する。

合計：52.5M/M

(第1年次) 7.88 M/M

(第2年次) 44.62M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

本業務には以下に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを想定している。なお、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加、又は統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案する。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (ア) 総括／経済特区開発(2号)
- (イ) 産業振興/投資促進(2号)
- (ウ) 経済特区関連法制度
- (エ) 経済特区運営管理体制
- (オ) 土地利用計画／造成計画(2号)
- (カ) インフラ整備計画1／物流
- (キ) インフラ整備計画2
- (ク) 積算／経済・財務分析／業務調整
- (ケ) 環境社会配慮

3 配布資料

- (1) 民間セクター開発プログラム準備調査(産業育成・貿易投資促進)報告書(2011年11月～2012年7月)
- (2) 経済特区情報収集・確認調査最終報告書(2013年3月～2013年6月)
- (3) 経済特区開発調査及びBEZA能力向上プロジェクト・詳細計画策定調査報告書(2013年11月)
- (4) 経済特区開発調査及びBEZA能力向上プロジェクトRD
- (5) 外国直接投資促進事業協力準備調査プログレスレポート
- (6) バングラデシュ環境社会配慮プロファイル(2012年7月)

4 再委託

「第2 プロジェクトの目的、内容に関する事項」の「6 業務の内容」に記載の以下の項目等について、当該業務に関する経験・知見を豊富に有する国内及び現地の機関・コンサルタント等に再委託して実施することを提案できるものとする。

「投資需要調査」（本見積りに計上）

「環境社会配慮調査」（本見積りに計上）

「地形測量」（別見積り）

「空中写真によるデジタル・マッピング」（別見積り）

「EZ 開発ガイドラインの概要及び基本計画、マスタープランの概要をまとめた日本企業向け和文冊子」（本見積りに計上）

「映像を用いた日本企業向けプレゼンテーション資料の作成」（本見積りに計上）

現地再委託の実施にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2012年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。また、国内再委託の実施についても、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」を参考に手続きを行う。プロポーザルでは、再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲で具体的な提案を行う。

5 その他

(1) 単年度契約

本プロジェクトは年度毎に契約締結・精算を行うこととし、年度をまたがって現地作業、国内作業を行うことはできない。第1年次の成果品等（含む再委託業務報告書）の提出期限は2015年2月下旬とし、新年度に第2年次の契約締結を行うので、業務工程の検討にあたって留意すること。

(2) 機材購入

本プロジェクトにおいては機材購入を認めないところ、見積りの作成にあたり留意すること。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所、在バングラデシュ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れると体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

別紙 報告書の作成・印刷仕様

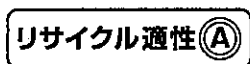
ファイナル・レポート以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。ファイナル・レポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成するものとする。
 (当ガイドラインは JICA ホームページ 調達情報 関連規程・ガイドライン等 参照のこと。)

1) 印刷仕様

	和文版仕様	外国語版仕様																					
用紙(表紙)	レザック 66 (175kg 又は 215kg)																						
用紙(本文)	<p>報告書に使用する用紙は下記の条件を満たし、グリーン購入法に適合すること。</p> <p>① 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を「印刷物基準実績報告書」記載要領 4 の算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。</p> <p>イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を「印刷物基準実績報告書」記載要領 4 の算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。</p> <p>② パージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたパージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。</p> <p>③ 製品の総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値(「印刷物基準実績報告書」記載要領 4 を参照))がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>④ 再生利用しにくい加工が施されていない。(プラスチックをラミネート又はコーティングされていない。)</p>																						
用紙(中扉)	本文用紙に準じる。厚口。色紙。																						
書体・書式	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>書体</th> <th>大きさ</th> <th>書式等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表紙題名</td> <td>太 M S ゴシック</td> <td>26pt</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表紙組織名等</td> <td>太 M S ゴシック</td> <td>18pt</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		書体	大きさ	書式等	表紙題名	太 M S ゴシック	26pt		表紙組織名等	太 M S ゴシック	18pt		<table border="1"> <thead> <tr> <th>書体</th> <th>大きさ</th> <th>書式等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定なし</td> <td>24pt</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定なし</td> <td>18pt</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	書体	大きさ	書式等	指定なし	24pt		指定なし	18pt	
	書体	大きさ	書式等																				
表紙題名	太 M S ゴシック	26pt																					
表紙組織名等	太 M S ゴシック	18pt																					
書体	大きさ	書式等																					
指定なし	24pt																						
指定なし	18pt																						

	背表紙	表紙と同様	14pt		指定なし	14pt	
	本文	MS明朝	10.5pt	MS Word 行数のみ指定：40行	Times New Roman	11pt	MS Word 標準文字数設定
	大見出し	指定なし	14pt	一行取り	指定なし	14pt	一行取り
	小見出し	指定なし	10.5pt	一行取り	指定なし	11pt	一行取り
	図表タイトル	指定なし	10.5pt	タイトル位置 図：下 表：上	指定なし	11pt	タイトル位置 図：下 表：上
版面	ヨコ 165 mm×240 mm						
サイズ	A4版						
印刷	オフセット印刷またはデジタル印刷						
製本	くるみ綴じ			くるみ綴じ又はビス止め			
その他	JICA ロゴ、法人名を記載の場合は JICA Corporation Identity Design Manual を参照						

(注) *1 リサイクル適性表示については、紙質に応じて下記のマーク等を使用すること



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



この印刷物は、板紙へリサイクルできます。

等

*2 製本に関しては、オフセット印刷と同等の質が確保できる場合は、オンデマンド印刷等でも可とする。

2) 電子化仕様

ファイナルレポート（和文、英文）の記載内容を下記仕様のとおり、電子データとして機構に提出すること。

1. 電子化対象報告書：	「国際協力機構報告書の作成及び管理に関する規程」第3条の「報告書」のうち、調査団やコンサルタント等が作成する報告書を電子化の対象とする。報告書の一部を構成していない地図及び設計図等並びに統計報告書は本仕様の適用範囲外とするが、準用することを妨げるものではない。
2. データ形式：	PDF (Portable Document Format) 形式
3. 提出媒体 (メディア)：	CD Windows で読み込み可能なフォーマットとする。また、媒体のラベル等に保存されている報告書番号等を明記する。
4. PDF 変換仕様：	(1) サイズ ・一つの PDF ファイルの最大サイズは <u>10MB</u> とする。1 件の報告書の PDF が 10MB を超える場合は、章区切り等で複数の PDF となるよう分割調整する。

	<p>(2) テキスト変換、フォント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキスト部分は原則、MS Word や MS Excel 等の電子媒体からのコードデータ変換とする。 ・埋め込みフォントとする。 <p>(3) 画像解像度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真、地図、絵模様、署名入り文書等の画像イメージは、原則として解像度 200dpi (モノクロ2値) とする。 <p>(4) しおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDF 化報告書には部、章、付属資料等の単位で「しおり」を設定する。 <p>(5) ファイル命名規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各 PDF ファイルのファイル名は総文字数を全角 15 文字以内、半角 31 文字以内とし、命名規則は以下のとおりとする。 <u>報告書番号</u>【部署+区分+番号 (ハイフン無し)】 + “ ”【半角スペース】+ <u>報告書省略名</u>【適当な全角 7 文字以内半角 15 文字以内】 (複数に分割されている場合はさらに) + “ ”+<u>連番</u>【2桁】 <p>例： 産業開発・公共政策部が作成した報告書番号「産公 JR08-036」、報告書名「<u>チュニジア共和国 電気・電子技術職業訓練センター事前調査団報告書</u>」の PDF ファイルが二つの PDF ファイルになった場合は、 「産公 JR08-036 チュニジア国電気職訓調査 01」と、 「産公 JR08-036 チュニジア国電気職訓調査 02」になる。</p> <p>(6) レイアウト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画像イメージの位置を始めとして、PDF のレイアウトは印刷報告書に順ずるものとする。
5. 提出時期	原則、紙媒体の報告書と同時に納品する。別々の提出になる場合は、その旨、報告書送付書等に明記する。
6. 1 枚のメディアへの複数報告書納品	1 枚のメディアに複数報告書をまとめることを可とする。その場合は、報告書番号毎にフォルダを作成し、そのフォルダ内に該当する PDF ファイルを収める。

3) 「印刷刷物基準実績報告書」、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」

JICA に提出する報告書に関しては、次頁の様式第 1、表 3 及び表 4 (記入例を参照) を記入の上、成果品とともに提出すること。

(様式第1)

記 号 番 号
平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構

契約担当役理事 あて

《コンサルタント名》

《代表者名》

印刷物基準実績報告書

契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

品名 ()

1. 印刷用紙 (塗工されていないもの及び塗工されているもの)

基 準	実 績	基準を満たせなかった理由
① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を記載要領4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を記載要領4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。	総合評価値 ()	

<p>② バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>		
--	--	--

<p>③ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値（記載要領4を参照））がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>		
<p>④ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。（プラスチックをラミネート又はコーティングされていない等。）</p>		

2. 印刷

基準	実績	基準を満たせなかった理由
<p>① 印刷・情報用紙に係る判断の基準（上記参照）を満たす用紙が使用されていること。（ただし、冊子形状のものについては、表紙を除く。）</p>		
<p>② 表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を印刷物に記載すること。</p>		
<p>③ 印刷物へリサイクル適性を表示すること。</p>		
<p>④ 印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。</p>		
<p>⑤ オフセット印刷 ア. 植物由来の油を含有したインキであつて、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 イ. インキの化学安全性が確認されていること。</p>		
<p>⑥ デジタル印刷 ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。</p>		

イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。		
--	--	--

記載要領

1. 品名欄には「調査報告書」、「パンフレット」、「チラシ」、「ポスター」等印刷物の種類を記載し、別業に作成のこと。
2. 「パンフレット」、「チラシ」、「ポスター」等については、委託先から当省以外に普及広報等のために作成・配布されたものも対象とすること。
3. 「実績」欄について1. ①は数値（使用されている印刷用紙が複数種類ある場合は全てに対応するページ数を実績欄に〈 〉書で記載のこと。）を、その他については○又は×（実績のない部分については斜線）を記載のこと。

4. 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

- ・ 「総合評価値」とは以下に示される Y_1 又は Y_2 の値をいう。
- ・ 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。
また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
- ・ 「指標値」とは、以下に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値をいう。
- ・ 「加算値」とは、以下に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。
- ・ 「評価値」とは、以下の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4$$

$$Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 10 \quad (60 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 40)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 40)$$

$$y_4 = x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = 0.5x_6 + 20 \quad (0 < x_6 \leq 10 \rightarrow x_6 = 10, 10 < x_6 \leq 20 \rightarrow x_6 = 20, 20 < x_6 \leq 30 \rightarrow x_6 = 30, x_6 > 30 \rightarrow x_6 = 40)$$

Y_1, Y_2 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y_1 （塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）： y_1, y_2, y_3, y_4 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y_2 （塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）： y_1, y_2, y_3, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 ：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 ：森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 ：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）

ファンシーペーパー又は抄色紙であつて、表1に示されたAランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は5、それ以外の紙である場合は0

y_5 ：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 ：最低保証の古紙パルプ配合率（%）

x_2 ：森林認証材パルプ利用割合（%）

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ/バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 : 間伐材パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ/バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ/バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x_6 : 塗工量 (g/m²)

塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

5. 使用している用紙が複数種類混在している場合については、ページ数の大部分が「基準」を満たす用紙を使用している場合には「基準」を満たしたこととする。
6. 「基準を満たせなかった理由」欄については、該当する場合に各欄に記載のこと。
7. 印刷物作製の発注にあたっては、表3の資材確認票に基づき、使用される資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作製に努め、表3の資材確認票（写しでも可）を納入物とともに提出すること。
8. オフセット印刷の場合は、表4のオフセット印刷の工程における環境配慮チェックリスト（写しでも可）を納入物とともに提出すること。

- ※ 1. ①の「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。
- ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
 - イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

- ※ 1. ②の、紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

- ※ 2. ②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。なお、表示を印刷する箇所については甲と協議の上、決定すること。

- ※ 2. ③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。なお、表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の見直しが行われた場合は、それを踏まえること。

ア. 「Aランクの材料のみ使用する場合」又は「A又はBランクの材料のみ使用する場合」は「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載の識別表示を参照

(http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html)

イ. C又はDランクの材料を使用する場合は「この印刷物は、〇〇にリサイクルに適さない資材を使用しています」

(下線部は、「表紙」、「付録」、「とじこみ」等、該当箇所を簡潔に示す表現とする。)

※ 2. ④の「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ (ただし、金、銀、パール、白インキ)	20%以上 (10%以上)
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種UVインキ	7%以上

また、「芳香族成分」とは、日本工業規格K2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害としない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙/コート紙/上質紙/中質紙/更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*/ファンシーペーパー(A)*/ 樹脂含浸紙(水溶性のもの)	【加工紙】 抄色紙(B)*/ファンシーペーパー(B)*/ ポリエチレン等樹脂コーティング紙/ポリエチレン等樹脂ラミネート紙/ グラシンペーパー/ インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*/ ファンシーペーパー(C)*/ 樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)/ 硫酸紙/ターポリン紙/ ロウ紙/セロハン/合成紙/ カーボン紙/ノーカーボン紙/ 感熱紙/圧着紙	【加工紙】 捺染紙、昇華転写紙/ 感熱性発泡紙/芳香紙
② イ ン キ 類	【通常インキ】 凸版インキ/平版インキ(オフセットインキ)/ 溶剤型グラビアインキ/ 溶剤型フレキソインキ/ スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ/ 水性フレキソインキ	—	—

	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ ☆/オフセット用金・銀インキ /パールインキ/OCRインキ (油性)	【特殊インキ】 UVインキ/グラビア 用金・銀インキ/OCR UVインキ/EBインキ /蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ/減感インキ /磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ/発泡インキ /芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	—	—	—
③ 加工 資 材	【製本加工】 製本用針金/ホッチキス等 /難細裂化EVA系ホット メルト☆/PUR系ホット メルト☆/水溶性のり	【製本加工】 製本用糸/EVA系ホ ットメルト	【製本加工】 クロス貼り(布クロス、 紙クロス)	—
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、プレ スコート)	【表面加工】 光沢ラミネート(PP貼 り)/UVコート、UV ラミコート/箔押し	—	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シール(全 離解可能粘着紙)☆	【その他加工】 シール(リサイクル対応 型を除く)	【その他加工】 立体印刷物(レンチキュ ラーレンズ使用)	—
④ そ の 他	—	【異物】 粘着テープ(リサイクル 対応型)	【異物】 石/ガラス/金物(製本 用ホッチキス、針金等除 く)/土砂/木片/プラ スチック類/布類/建材 (石こうボード等)/不 織布/粘着テープ(リサ イクル対応型を除く)	【異物】 芳香付録品(芳香剤、 香水、口紅等)

注1 ☆印の資材(難細裂化EVA系ホットメルト、PUR系ホットメルト、リサイクル対応型UVインキ、リサイクル対応型シール)は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

(http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle_material/)

注2 * 印の資材(抄色紙、ファンシーペーパー)は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。(http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html)

表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程	項目	基準	
製版	デジタル化	工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上であること。	
	廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。	
刷版	印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。	
印刷	オフセット	VOCの発生抑制	廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じていること。 輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。
表面加工	VOCの発生抑制	アルコール類を濃度30%未満で使用していること。	
	製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。	
製本加工	騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。	
	製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上であること。	

注1 本基準は、印刷役務の元請、下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。

注2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。

注3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクルディベロッパー、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

注4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

注5 オフセット印刷工程における「VOCの発生抑制」、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。

注6 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPFへの加工やエネルギー回収等）を含む。

表3 資材確認票（記入例）

作成年月日： 年 月 日						
御中						
件名： _____						
資材確認票						
〇〇印刷株式会社						
印刷資材（注1）	使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考	
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇	
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙/〇〇	
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇	
	カバー	-	-			
インキ類	○	A	平版インキ	〇〇インキ/〇〇		
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	〇〇化学/〇〇	
	表面加工	○	A	OPニス	〇〇化学/〇〇	
	その他加工	-	-			
その他						
↓						
使用資材	リサイクル適性	判別（注2）				
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○				
A又はBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます					
C又はDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています					

注1 資材確認票に記入する印刷資材は、『印刷物資材「古紙リサイクル適性ランクリスト」規格』に掲載の「古紙リサイクル適性ランクリスト」を参照すること。

(http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html)

注2 上記の記入例は、「リサイクル適性ランク」が全て「A」のため、この場合は「Aランクの資材のみ使用」に「○」を付すこと。このうち、Bランクの資材が一部でも使用されている場合は、「A又はBランクの資材のみ使用」に「○」を付すこと。ただし、C又はDランクの材料が一部でも使用されている場合は「C又はDランクの資材を使用」に「○」を付すこと。

注3 納入物とともに提出すること。

表4 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

〇〇印刷株式会社

工程	実現	基準（要求内容）
製版	はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版	はい/いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフ	はい/いいえ
	セット	はい/いいえ
	デジタル	はい/いいえ
	デジタル	はい/いいえ
表面加工	はい/いいえ	③廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じている。
	はい/いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
製本加工	はい/いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
	はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
表面加工	はい/いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。
製本加工	はい/いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
製本加工	はい/いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。
	はい/いいえ	

注1 内容に関する問い合わせに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

注2 納入物とともに提出すること。

研修内容

- ・ バングラデシュと他国（アジア諸国等）の経済特区開発モデルの比較分析
- ・ 他国（アジア諸国等）における民間主導による経済特区開発の事例紹介

以上